

# 一般用電気工作物の定期調査の未実施に対する対応状況について

## < 概要版 >

平成 24 年 6 月 4 日  
東京電力株式会社

平成 24 年 2 月 2 日、関東東北産業保安監督部より受領した報告徴収指示（「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告の徴収について」）に対し、平成 24 年 6 月 4 日、同監督部に以下のとおり報告しました。

### 1．一般用電気工作物の定期調査に関し、平成 24 年 1 月 31 日に報告したお客さま以外に同様の不適切な事項がないかどうかの確認結果

定期調査に関し、不適切な事項がないかどうかを確認するため、お客さま情報を管理しているシステム全体の総点検を実施したところ、平成 24 年 1 月 31 日に報告したお客さま（1,073 口）に加え、以下の 1,879 口のお客さまに対して不適切な事項を確認しました。

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 臨時契約の一部のお客さまへの定期調査の未実施    | : 1,208 口 |
| (2) 特定施設の一部のお客さまへの調査期間逸脱      | : 642 口   |
| (3) ヒューマンエラー（登録ミス）による定期調査の未実施 | : 29 口    |

### 2．一般用電気工作物の定期調査未実施のお客さまに対する安全性確認の方法及び結果

#### (1) 安全性確認の方法

平成 24 年 1 月 31 日に報告した定期調査未実施のお客さま 1,073 口および、上記「1. (1)～(3)」のお客さま 1,879 口の計 2,952 口のお客さまに対し、平成 15 年 12 月 26 日経済産業省原子力安全・保安院通達『一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目』\*1に基づき、平成 24 年 2 月から平成 24 年 5 月において定期調査を実施しました。

なお、今回の定期調査については、本来の定期調査の間隔である 4 年ないし 5 年を大きく超え、相当の年月が経過しているお客さまの存在も想定されたことから以下の通り重点的な実施事項を設定し、可能な限り屋内での調査を実施しました。

<屋内における重点実施事項>

- ・分電盤及び開閉器の破損、受電部露出、変形、異臭、錆、塵埃、端子部の異常などの施設状況の確認
- ・絶縁状態の確認（絶縁抵抗または漏洩電流の測定）
- ・中性線の端子部の状態の確認
- ・お客さまへの問診等

\* 1 経済産業省原子力安全・保安院通達に定められている定期調査における主な実施事項は以下の通り。

- ・屋外における「電気メーター付近の配線状況の確認」「漏電の有無の測定」
- ・分電盤点検による「ブレーカーの状況」「ネジの緩み」等の確認
- ・屋内配線・器具などの点検
- ・お客さまへの問診等

(2) 安全性確認結果

平成 24 年 5 月末時点で 2,948 口 (99.9%) のお客さまに対して定期調査を実施した結果、不適合数は 94 口 (3.2%) でした。

なお、各事項別の実施状況は以下の通りとなります。

	対象 口数	完了 口数	不適合 口数	不適合のうち 改修済み数 (再掲)
大口契約管理グループ*2に属する 低圧のお客さまへの定期調査の未実施	1,073	1,073	39	9
臨時契約の一部のお客さまへの 定期調査の未実施	1,208	1,206	43	0
特定施設の一部のお客さまへの 調査期間逸脱	642	640	11	0
ヒューマンエラー (登録ミス) による 定期調査の未実施	29	29	1	0

\* 2 契約電力 500kW 以上のお客さまのデータベース。

### 3. 一般用電気工作物の定期調査について未実施が生じた原因

- (1) 大口契約管理グループに属する低圧のお客さまへの定期調査の未実施  
一部の低圧のお客さまについて、お客さまからのご要望により契約電力500kW以上のお客さまの管理に含めていたため、低圧で受電しているお客さまの定期調査を管理するシステムでは、当該お客さまのデータが抽出されず、定期調査の対象となっていなかったことを確認しました。
- (2) 臨時契約の一部のお客さまへの定期調査の未実施  
臨時契約は契約使用期間が1年未満の需要に対して適用する契約であることから、4年に1回以上の頻度で行う定期調査の対象外としています。  
しかし、お客さまが契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、再契約する契約使用期間が1年未満となる時は、臨時契約のまま契約を継続できることを電気供給約にて規定しています。今回、臨時契約の一部のお客さまにおいて、再契約を繰り返すことにより、一般用電気工作物が設置されてから4年を超過したものの、定期調査が実施されていなかったことを確認しました。
- (3) 特定施設の一部のお客さまへの調査期間逸脱  
毎年1回以上の定期調査が必要な特定施設\*<sup>3</sup>のお客さまが、太陽光発電設備等の小出力発電設備\*<sup>4</sup>を追加設置した場合、定期調査の調査期間を管理する「保守区分コード\*<sup>5</sup>」が、4年に1回以上定期調査を行う小出力発電設備の「保守区分コード」に上書きする仕組みになっていました。このため、特定施設のお客さまも、4年に1回以上の頻度で定期調査をする管理となり、定期調査期間を逸脱しているケースがあることを確認いたしました。
- \* 3 経済産業省通達により定められた施設で、「寝たきり老人宅」（一人住まいの場合に限る）、及び電灯と電力の合計契約電力が10kW以上の、プールや公衆浴場、学校や病院、老人福祉施設などの施設。
- \* 4 平成7年の電気事業法の改正により、太陽光発電設備等の小出力発電設備の電気工作物の区分が見直され、小出力発電設備を設置しているお客さまの電気工作物についても定期調査の対象となりました。
- \* 5 定期調査の実施要否および定期調査間隔を判定する当社システム上の管理情報。
- (4) ヒューマンエラー（登録ミス）による定期調査の未実施  
登録者のヒューマンエラーにより、定期調査対象となる一部のお客さまに対し、誤って定期調査対象外として登録したために定期調査が実施されていなかったことを確認いたしました。
- (5) 定期調査対象判定条件のレビュー未実施
- 当社の業務に関する変更があった際に、定期調査業務および定期調査対象判定条件の知識を有する者による再点検が不十分となっております。
  - 定期調査対象判定条件の定期的な再点検が未実施となっております。

## 4 . 再発防止対策

今回の定期調査漏れや定期調査期間の逸脱に対して、当面の間は以下の再発防止策を実行し、定期調査を実施してまいります。なお、大規模な作業や費用を伴うなどの課題はあるものの、抜本的な再発防止策として、定期調査対象を独立して管理できるシステムの新規構築を検討してまいります。

- (1) 大口契約管理グループに属する低圧のお客さまへの定期調査の未実施  
契約電力500kW以上のお客さまの管理に含めていた低圧のお客さまについて、お客さまにご理解をいただいた場合に限り、通常の低圧のお客さまの管理へ移行いたします。  
また、通常の低圧のお客さまの管理へ移行ができない場合は、契約電力500kW以上のお客さまの管理に含めていた低圧のお客さまデータを半期ごとに抽出・管理し、4年に1回以上の頻度で定期調査を実施してまいります。(平成24年度下期より実施)
- (2) 臨時契約の一部のお客さまへの定期調査の未実施  
臨時契約が継続しているお客さまのリストを定期的に抽出し、定期調査の対象となっているお客さまが含まれていないこと毎年度1回確認してまいります。  
(平成24年度より実施)
- (3) 特定施設の一部のお客さまへの調査期間逸脱  
太陽光発電設備等の小出力発電設備を追加設置した際に、定期調査の調査期間を管理する「保守区分コード」を上書きする仕組みを廃止しました。  
また、定期調査の委託先において調査対象のお客さまが特定施設であることを確認した際は当社に遅滞なく連絡いただく旨を再徹底しました。
- (4) ヒューマンエラー（登録ミス）による定期調査の未実施  
定期調査の対象外となっているお客さまのリストを定期的に抽出し、定期調査の対象であるべきお客さまが含まれていないことを毎年度1回確認してまいります。(平成24年度より実施)
- (5) 定期調査対象判定条件のレビュー実施
  - a. 当社業務に関する変更があった際には、その都度、定期調査業務および当社システムにおける定期調査対象判定条件の知識を有する者による再点検を実施いたします。
  - b. 定期調査対象判定条件の定期的な再点検を毎年度1回実施いたします。(平成24年度より実施)

以 上